



肥後銀行 遺産整理業務

煩雑な相続に関するお手続きを
ご遺族に代わってお手伝いします。

本資料は2024年1月4日現在の法令・税制に基づき作成しています。
実際の法務・税務の取扱い等については、弁護士・税理士にご相談ください。

チラ119 2024年1月4日現在



うるおいある未来のために。 肥後銀行



煩雑な相続に関するお手続きを 相続人のみなさまに代わって お手伝いします。

相続は、ご遺族のご心情・ご状況にかかわらず発生するもの。市町村役場への届け出や金融機関等への財産調査、遺産の分割協議や相続税の申告など普段は考えもしなかった複雑な手続きが必要になり、ご負担も大きいものです。

当行の「遺産整理業務」はこうした相続にともなう手続きの中で、遺産の相続に関するご面倒な手続きをご遺族に代わって行う業務です。

お忙しく、不慣れなご遺族のサポートをし、相続人の確定、財産の確定、財産の名義変更等のお手続きをお手伝いさせていただきます。

詳しくは、各本支店の窓口までお問い合わせください。



相続の手続きは複雑で、必要書類の準備も大変です。



相続にともなう手続きの例

- 国民年金切り替えなど
- 社会保険などへ埋葬料の請求
- 健康保険の切り替え
- 生命保険金交付申請
- 相続人の確認
- 戸籍(除籍)謄本の取り寄せ
- 遺産や債務の調査・確定
- 遺産の評価・鑑定
- 遺産の分割協議と分割協議書の作成
- 不動産の所有権移転登記
- 預金・株式などの名義変更等
- 相続の放棄または限定承認(3カ月以内)
- 所得税の準確定申告(4カ月以内)
- 相続税の申告(10カ月以内)

このような方に当行の 遺産整理業務をおすすめします。



相続の手続きをしている時間がない方 相続に関する手続きが不慣れな方

相続手続きは限られた期間内に多くの公的書類を必要とするので、諸々の手続きをサポートしてもらいたい



公正な第三者に関与してもらいたい方

相続財産の確認・確定にあたって、第三者に関与してもらい、全財産の明細や金額などを財産目録の形ではっきりとおきたい



遺産分割の方法、分割後の財産運用について アドバイスが欲しい方

分割後の財産運用や不動産の有効活用に対してアドバイスが欲しい

相続に必要な書類の例

※必要書類は場合により異なります。

- 被相続人の法定相続情報一覧図
- 被相続人の戸籍謄本・全部事項証明書(本籍地の市区町村役場)
- 被相続人の改製原戸籍謄本(被相続人の父母等の本籍地の市区町村役場)
- 被相続人の住民票の除票(住所地の市区町村役場・被相続人死亡の記載があるもの)
- 被相続人の戸籍の附票(本籍地の市区町村役場)
- 相続人の戸籍謄本・全部事項証明書(本籍地の市区町村役場)
- 相続人の住民票抄本・印鑑証明書(住所地の市区町村役場)
- 遺産分割協議書
- 不動産全部事項証明書等(物件所在地の地方法務局または出張所)
- 固定資産評価証明書(物件所在地の市区町村役場)
- 不動産賃貸借契約書
- 不動産の図面
- 預貯金残高証明書
- 公社債残高証明書
- 株式等の明細書
- 固定資産税納付書・住民税納付書
- 借入金明細書
- 葬式費用明細書
- 生命保険金支払明細書
- 退職金支払明細

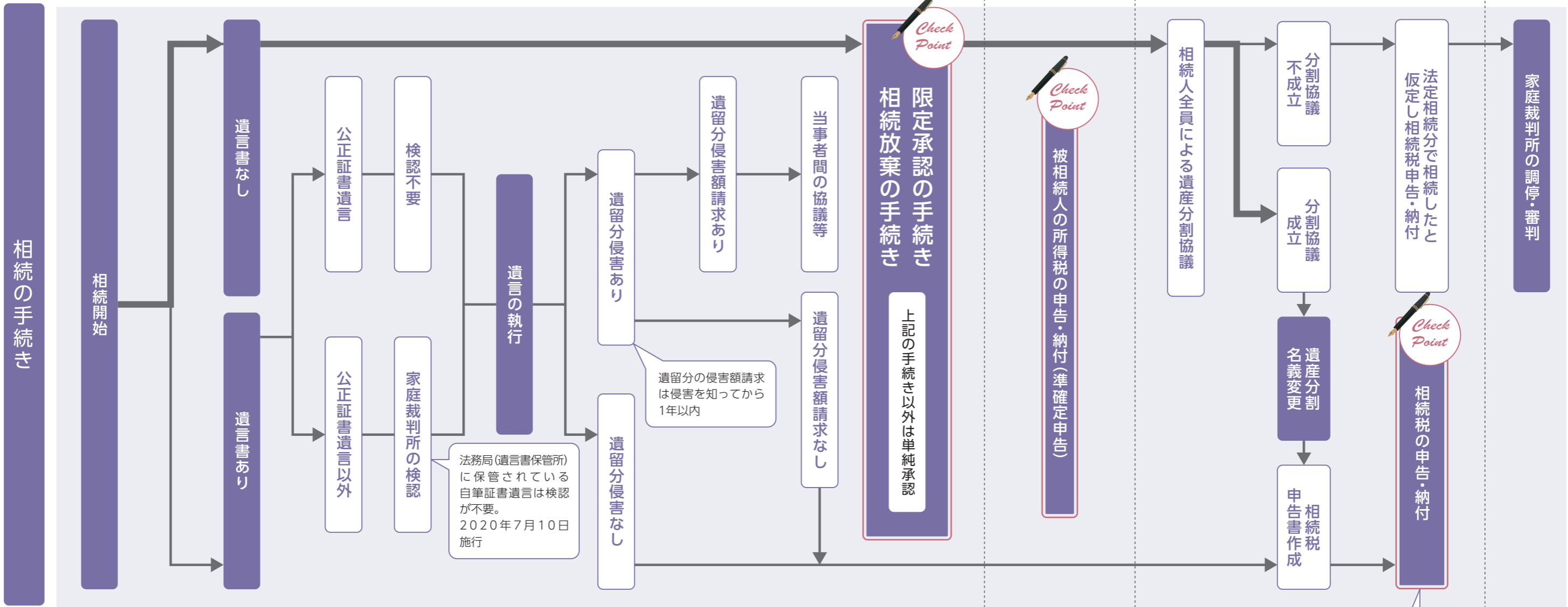
相続の流れと手続き



3 カ月以内

4 カ月以内

10 カ月以内



その他手続き

- 役所に死亡届を提出(7日以内)
- 各種契約の名義変更または廃止
 - 公共料金等の名義変更
 - 火葬埋葬許可申請
 - 通夜・葬儀・告別式

初七日法要

- 生命保険・損害保険の手続き
- 香典返し
- 国民年金の切り替え
- 遺族年金の請求
- 未支給年金の請求
- 健康保険の切り替え
- 健康保険証の返却
- 死亡保険金の請求
- 社会保険等へ埋葬料の請求

四十九日法要・納骨

- 相続財産等の調査・資料収集
- 相続人の確定

百か日法要

遺言がなく相続税の申告期限までに遺産分割協議が間に合わない場合

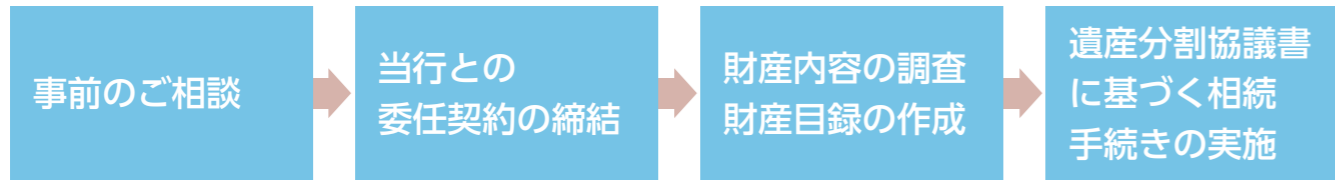
- 配偶者の税額軽減が受けられません。
- 小規模宅地等の特例が適用されません。
- 相続税の延納や物納ができません。

※ただし、相続税の申告書に「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付して提出し、相続税納付期限3年以内に分割し更正の請求をした場合、「配偶者の税額軽減」「小規模宅地等の特例」を受けられます。

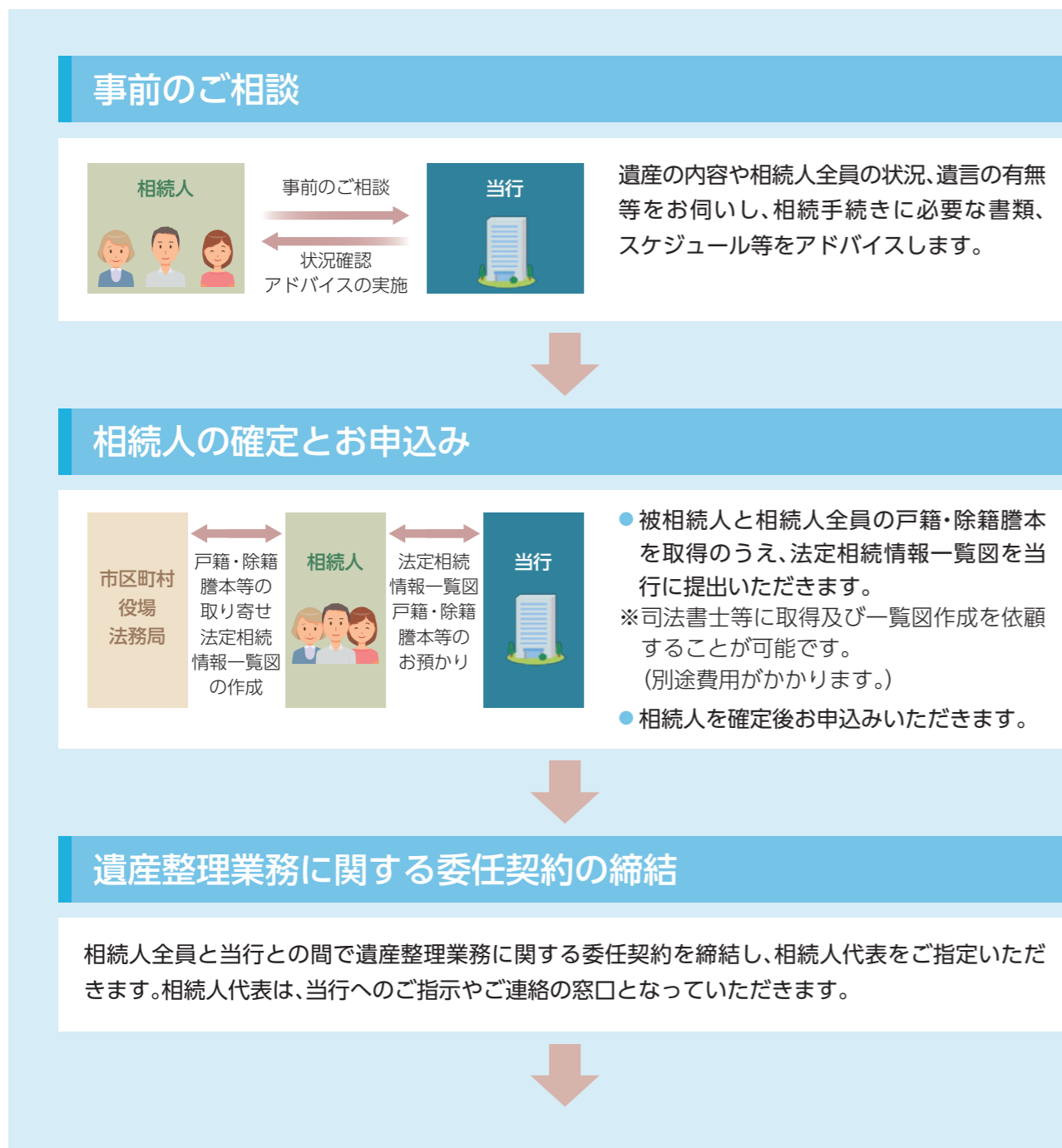
2024年1月4日現在の情報をもとに作成していますが、当行はその内容の妥当性・正確性について責任を負うものではありません。上記は相続手続きについて一例を示したものです。具体的な手続き等については市区町村役場や税務署等でご確認ください。

当行の遺産整理業務の概要・流れ

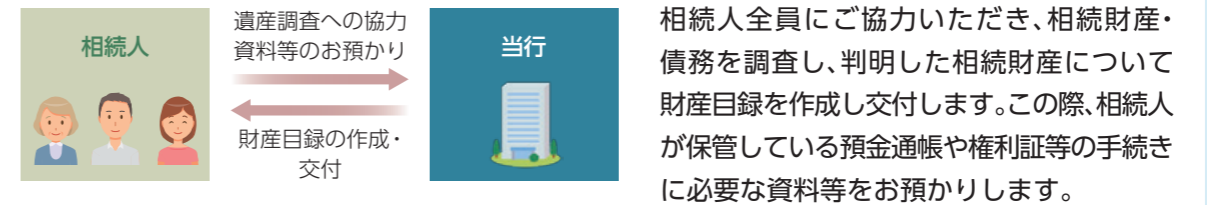
「遺産整理業務」の概要



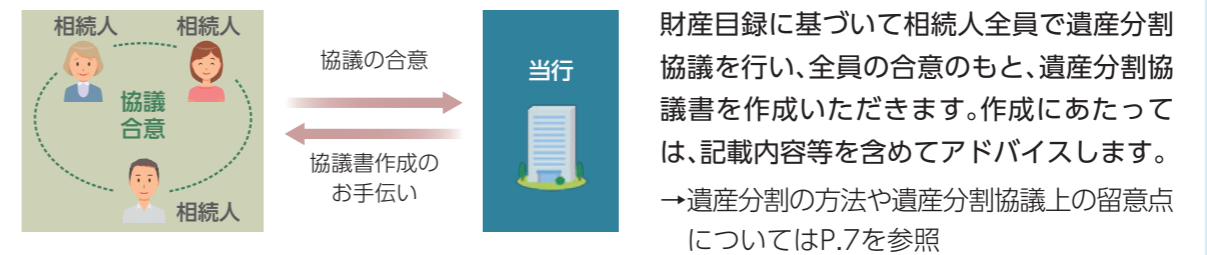
「遺産整理業務」の流れ



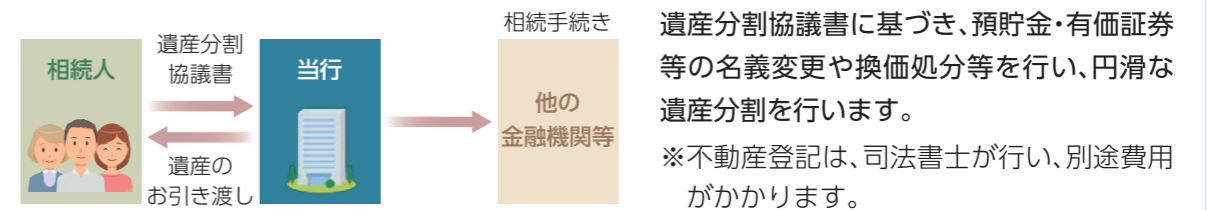
遺産の調査・財産目録の作成と交付



遺産分割協議書の作成 (遺言書がある場合は原則不要)



遺産分割の実施



遺産整理業務完了報告の実施

すべての相続財産の分割と名義変更の手続きが終了した時点で、相続人代表に遺産整理業務完了の報告を行います。

遺産分割の留意点について

1 遺産分割の方法

方法	内容等
現物分割	<ul style="list-style-type: none"> ● 個々の遺産を現物のまま分割する方法です。 ● わかりやすく、手続きが簡単なため、一般的な遺産分割の方法です。
代償分割	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定の遺産を取得した相続人が、他の相続人に対して金銭等を支払う分割方法です。 ● 遺産を細分化する必要がありません。 ● 金銭等の支払い準備が必要です。
換価分割	<ul style="list-style-type: none"> ● 遺産の全部または一部を金銭に換価し、その換金代金を分割する方法です。 ● 遺産を処分する必要があります。 ● 遺産の売却に時間と費用がかかります。

※このほかに、各相続人の持分を定めて共有する「共有分割」という方法もあります。

2 遺産分割協議書の作成

1 分割対象財産の確定



2 分割対象財産価額の確定



3 相続人全員の合意のもと、遺産分割協議書を作成

※成年後見人等の選任

相続人のなかに意思能力が十分でない方や未成年者がいる場合は、家庭裁判所で成年後見人や特別代理人を選任してもらう必要があります。

3 遺産分割の手続き

株式・債券・投資信託・外貨預金等の価格変動をとまなう市場性商品の換価処分については、相続人による個別の売却日・解約日等の指定はお受けできません。

相続税について

相続税の申告と納付は、被相続人の死亡日の翌日から10カ月以内に行わなければなりません。相続財産に係る相続税評価額が基礎控除額(3,000万円+600万円×法定相続人の数)を超える場合には、特例制度によって相続税がかからない場合でも、申告の必要があります。

1 相続税額の早見表

※単位：万円(万円未満四捨五入)

遺産総額 (基礎控除前)	配偶者あり			配偶者なし		
	子供1人	子供2人	子供3人	子供1人	子供2人	子供3人
5,000	40	10	0	160	80	20
6,000	90	60	30	310	180	120
7,000	160	113	80	480	320	220
8,000	235	175	137	680	470	330
9,000	310	240	200	920	620	480
10,000	385	315	262	1,220	770	630
15,000	920	748	665	2,860	1,840	1,440
20,000	1,670	1,350	1,217	4,860	3,340	2,460
25,000	2,460	1,985	1,800	6,930	4,920	3,960
30,000	3,460	2,860	2,540	9,180	6,920	5,460
40,000	5,460	4,610	4,155	14,000	10,920	8,980
50,000	7,605	6,555	5,962	19,000	15,210	12,980
80,000	14,750	13,120	12,135	34,820	29,500	25,740
100,000	19,750	17,810	16,635	45,820	39,500	35,000

(注)被相続人の遺産を相続人が法定相続分により相続したものととして算出しています。
(配偶者がいる場合の配偶者の相続分については、「配偶者の税額軽減の特例」を活用しています。)

2 特例の活用

相続税の計算において、「小規模宅地等の課税価格の特例」や「配偶者の税額軽減の特例」があります。これらの特例を利用する際には、遺言がなければ原則として相続税の申告期限までに遺産分割協議が成立し、相続税の申告を行うことが必要です。

3 相続税の対象となる財産

被相続人が保有していたすべての財産が相続税の対象となります。次の財産についても、相続税法上は、相続財産とみなされます。

1 被相続人の退職金や慰労金 (ただし、一定の非課税扱いがあります)

2 被相続人が保険料を負担した生命保険や年金 (ただし、一定の非課税扱いがあります)

3 相続開始前7年以内に相続人等に贈与された財産
(ただし、一定の非課税扱いがあります)

4 相続時精算課税制度を利用した贈与財産
(ただし、年間110万円の基礎控除額までの贈与財産は含みません)

【遺産整理報酬について】

遺産整理業務 終了時	遺産整理 報酬	当行が定める相続財産評価額*に対して
		下段のA、Bの区分に応じた料率を乗じて算出される金額の合計額とします
		<p>A. 当行、鹿児島銀行、九州F G証券にて契約中の預金、信託商品等の金銭債権および当行、鹿児島銀行、九州F G証券で募集・販売・仲介した、投資信託・国債等公共債・保険商品・金融商品等に対して 0.110% (税込)</p> <p>B. 上記A. 以外の財産に対して</p> <p>1億円以下の部分 1.540% (税込)</p> <p>1億円超3億円以下の部分 0.880% (税込)</p> <p>3億円超5億円以下の部分 0.550% (税込)</p> <p>5億円超10億円以下の部分 0.440% (税込)</p> <p>10億円超の部分 0.330% (税込)</p>
		ただし、最低報酬は1,100,000円(税込)といたします

遺産整理報酬の計算例

相続財産評価額が1億円の場合
(うち、当行とのご契約商品残高が3,000万円)
A: 3,000万円×0.110% = 33,000円
B: 7,000万円×1.540% = 1,078,000円
合計1,111,000円(税込)

- 税務申告や不動産登記は、税理士・司法書士が行い、別途費用がかかります。

* 相続財産評価額の例

1 不動産

固定資産税評価額を基に計算します。

2 金融資産

各金融機関が発行した証明書に記載されている金額とします。口数や基準価額の表示のみの場合は、それらに乗じた金額とします。非上場株式は、税理士等により評価額計算が行われている場合はその金額を評価額とし、評価額の算定がない場合は1株あたりの資本金額に株数を乗じた金額を評価額とします。

3 保険契約に関する権利(生命保険、損害保険)

保険会社による解約返戻金相当額を評価額とします。
その他、詳細については当行担当者にご確認ください。

【指定紛争解決機関(金融ADR制度)について】

当行の契約する 指定紛争解決機関 (金融ADR制度)	一般社団法人全国銀行協会または一般社団法人信託協会をご利用いただけます。 (当業務に関し信託協会では時効中断効力はありません。)	
	一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017-109 03-5252-3772	一般社団法人信託協会 連絡先：信託相談所 電話番号：0120-817-335 03-6206-3988

【ご留意事項】

下記の場合には「遺産整理業務」をお引き受けできない場合があります。
ご留意ください。

- 相続人の間で紛争またはそれに類似した状況が生じている場合
- 相続人のなかで生死または行方不明の方がいらっしゃる場合
- 相続人全員での遺産整理業務委任に関する合意形成が困難
または遺産分割協議の成立が見込めない場合
- 相続税の申告期限までに時間的な余裕がない場合
- その他、円滑な遺産整理業務の遂行に支障をきたす可能性がある場合

